



総務省

参考資料3

諸外国におけるマスメディア集中排除原則

平成17年10月14日

総務省情報通信政策局

衛星放送課

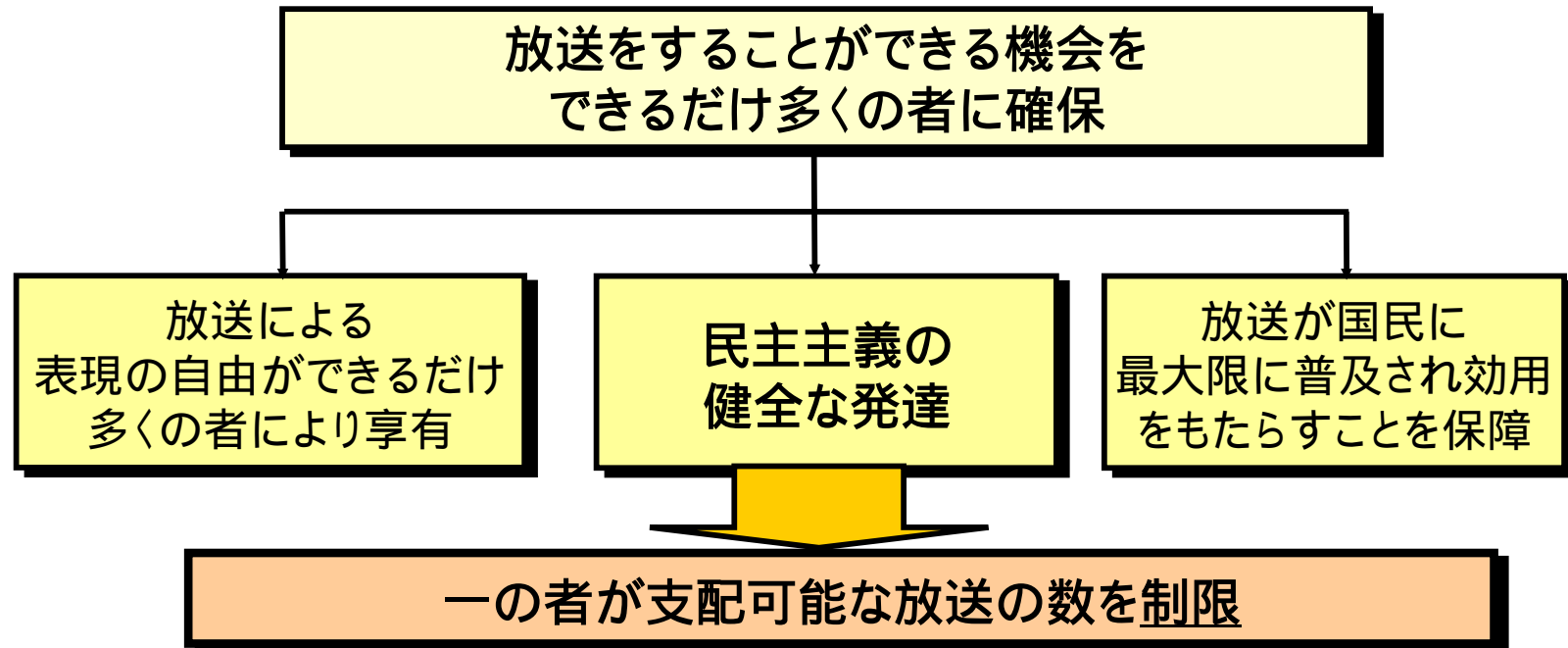
- 1 我が国におけるマスメディア集中排除原則の概要 P 2
- 2 アメリカにおけるマスメディア集中排除、外国資本排除の根拠法令、現況と経緯 P 8
- 3 カナダにおけるマスメディア集中排除、外国資本排除の根拠法令、現況と経緯 P 1 1
- 4 イギリスにおけるマスメディア集中排除、外国資本排除の根拠法令、現況と経緯 P 1 2
- 5 フランスにおけるマスメディア集中排除、外国資本排除の根拠法令、現況と経緯 P 1 4
- 6 ドイツにおけるマスメディア集中排除、外国資本排除の根拠法令、現況と経緯 P 1 7
- 7 イタリアにおけるマスメディア集中排除、外国資本排除の根拠法令、現況と経緯 P 2 0
- 8 韓国におけるマスメディア集中排除、外国資本排除の根拠法令、現況と経緯 P 2 2
- 9 オーストラリアにおけるマスメディア集中排除、外国資本排除の根拠法令、現況と経緯 P 2 4

1 マスメディア集中排除原則とは

一の者が支配できる放送事業者の数を制限するという原則

2 マスメディア集中排除原則の意義

マスメディア集中排除原則は、「放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」（放送法第2条の2等）ためのもの。



3 地上放送関係規制：原則、複数の放送局を支配することを禁止

出資比率規制

放送対象地域が重複する場合：10分の1を超える議決権の保有を禁止

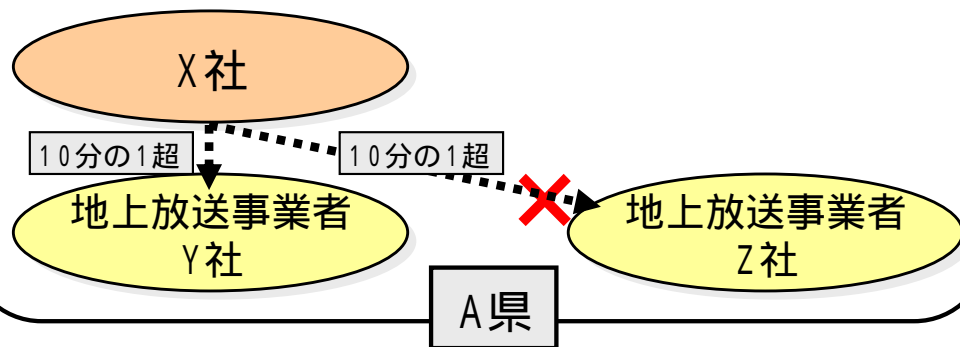
【例】ある県域放送局の株式（議決権）を10%超保有している場合は、当該県内の他の放送局の株式は10%以下しか保有できない。

放送対象地域が重複しない場合：5分の1以上の議決権の保有を禁止

【例】ある県域放送局の株式（議決権）を10%超保有している場合は、当該県外の他の放送局の株式は20%未満しか保有できない。

放送対象地域が重複する場合の例

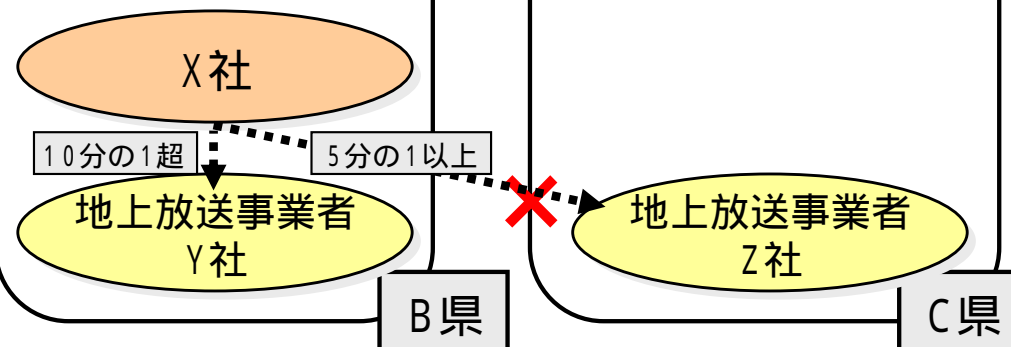
10分の1を超える議決権保有は支配に該当



10分の1を超えてY社の議決権を保有するX社は、同一地域内のZ社の議決権を10分の1を超えて保有することができない。

放送対象地域が重複しない場合の例

5分の1以上の議決権保有は支配に該当



10分の1を超えてY社の議決権を保有するX社は、異なる地域のZ社の議決権を5分の1以上保有できない。

ただし、隣接する放送対象地域の県域放送局の連携の場合：3分の1以上の議決権保有の禁止（7地域までに限る）

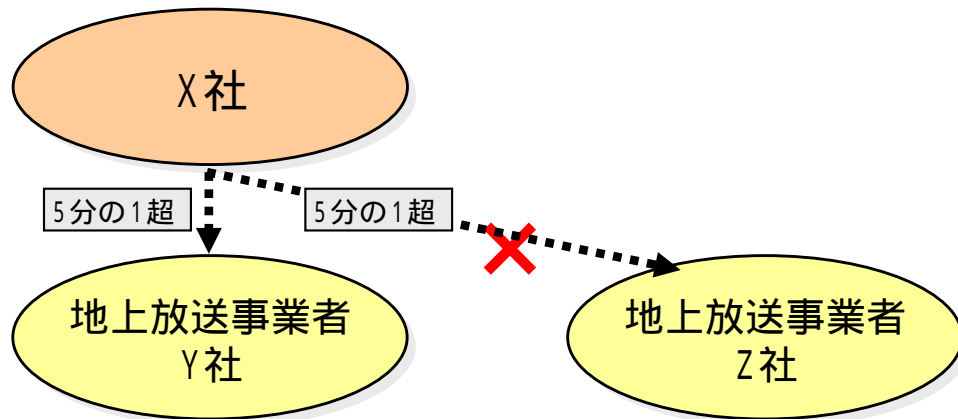
役員規制

5分の1を超える役員兼務を禁止

代表権を有する役員、常勤役員の兼務を禁止。

役員兼務の例

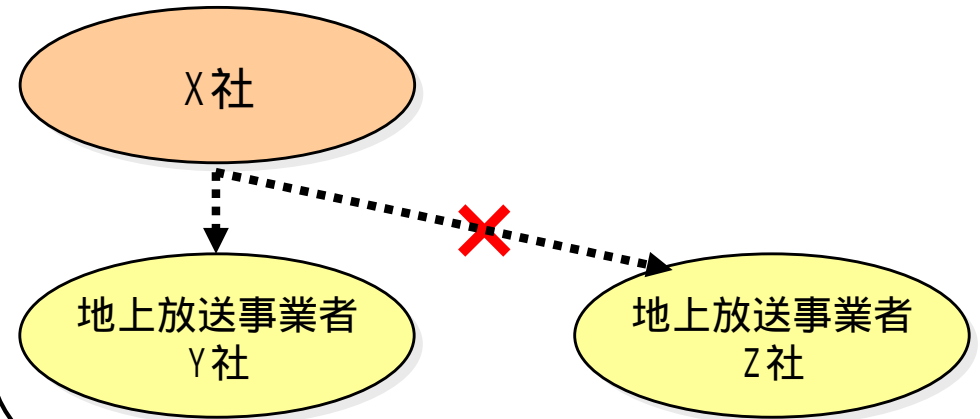
5分の1を超える役員の兼務は支配に該当



5分の1を超えて役員がY社の役員を兼務するX社は、Z社の役員を5分の1を超えて兼務することができない。

代表権を有する役員、常勤役員の兼務の例

代表権を有する役員、常勤役員の兼務は支配に該当



代表権を有する役員又は常勤役員がY社の代表権を有する役員又は常勤役員を兼務するX社は、代表権を有する役員又は常勤役員がZ社の代表権を有する役員又は常勤役員を兼務することができない。

出資比率規制、役員規制の例外

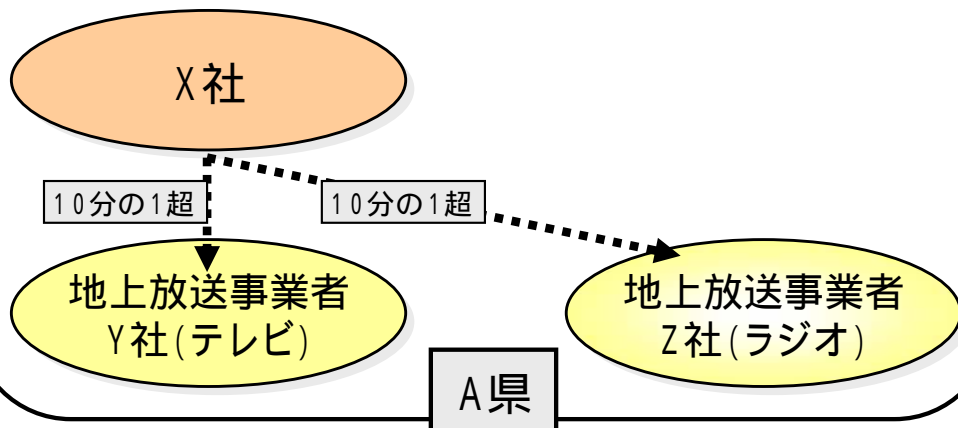
同一地域におけるテレビジョン放送局及びAMラジオ放送局の兼営は可
(ただし、テレビジョン放送、AMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止)

県域放送局相互間で、隣接地域が次の場合、出資比率規制、役員規制を撤廃

- 連携の対象となる地域すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接する場合

AMラジオ放送局及びテレビジョン放送局兼営の例

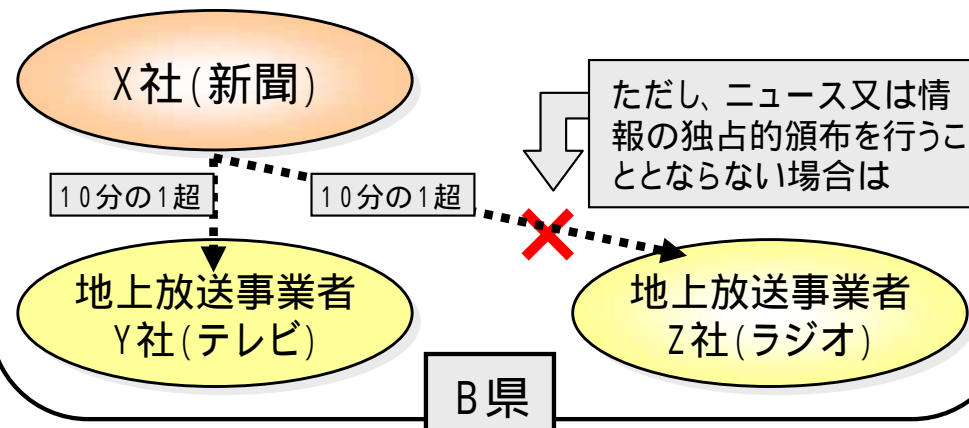
同一地域におけるテレビジョン放送局及びAMラジオ放送局の兼営は可



A県において、テレビジョン放送局であるY社を支配しているX社は、AMラジオ放送局であるZ社を支配できる。

三事業支配の例

同一地域における三事業支配は原則禁止



B県において、テレビジョン放送局であるY社を支配しているX新聞社は、AMラジオ放送局であるZ社を原則支配できない。

4 衛星放送関係規制：出資比率、役員のほか、中継器の数を基準に支配を制限

出資比率規制

BSデジタル放送事業者、CSデジタル放送事業者、衛星役務利用放送事業者の3分の1以上の議決権の保有を禁止

地上放送事業者によるBSデジタル放送事業者の2分の1を超える議決権の保有を禁止

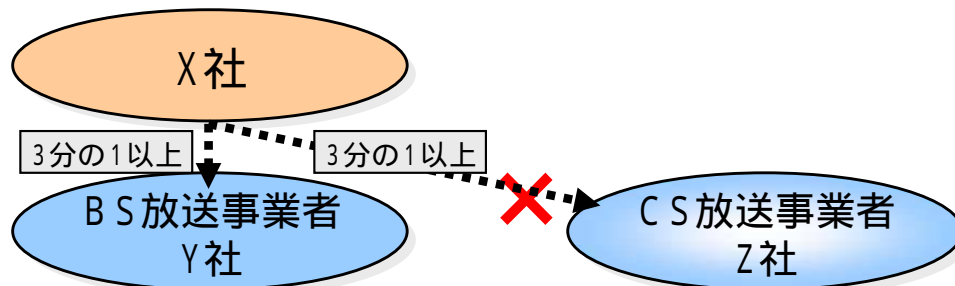
役員規制

5分の1を超える役員兼務を禁止

代表権を有する役員、常勤役員の兼務を禁止。

BSデジタル放送事業者及びCSデジタル放送事業者を支配する者の例

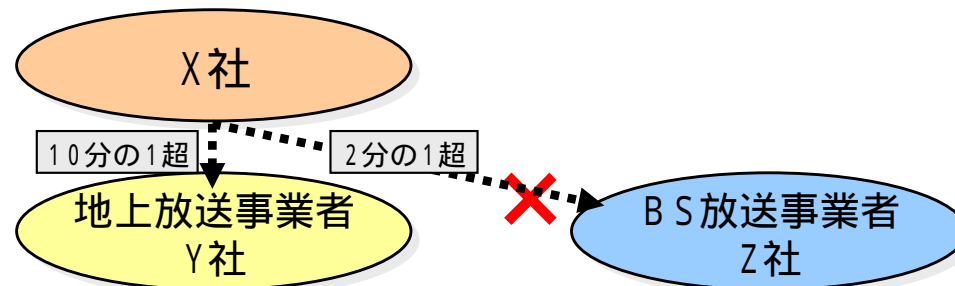
3分の1以上の議決権保有は支配に該当



3分の1以上BSデジタル放送事業者であるY社の議決権を保有するX社は、原則、CSデジタル放送事業者であるZ社の議決権を3分の1以上保有することができない。

地上放送事業者及びBSデジタル放送事業者を支配する者の例

2分の1を超える議決権保有は支配に該当



10分の1以上地上放送事業者であるY社の議決権を保有するX社は、BSデジタル放送事業者であるZ社の議決権を2分の1を超えて保有することができない。

5 有線放送関係規制：有線役務利用放送につき、兼営の形態により参入を制限

有線役務利用放送関係規制

放送対象地域が重複する、地上テレビジョン放送事業者による参入を禁止

当該地上テレビジョン放送事業者を支配する者、それらに支配される者による参入を禁止
(支配の基準は次のとおり。)

-) 10分の1を超える議決権の保有
(委託放送事業者、電気通信役務利用放送事業者を支配する場合は、3分の1以上の議決権の保有)
-) 5分の1を超える役員兼務
-) 代表権を有する役員、常勤役員の兼務)

有線テレビジョン放送関係規制

法令上、特段の規制はない

一般放送事業者(地上放送事業者、BS放送事業者、CS放送事業者)及び一般放送事業者
に支配される者については、審査基準(総務省訓令)において、有線テレビジョン施設の設置に際し、

-) 他に有線テレビジョン放送の施設を設置しようとする者がいないこと
-) 当該地域の住民から強い要望がある場合

等の事情が必要

(支配の基準は次のとおり。)

-) 10分の1を超える議決権の保有
-) 5分の1を超える役員の兼務
-) 代表権を有する役員、常勤役員の兼務)

【規制監督機関】

- FCC (Federal Communications Commission)
 - 放送・電気通信行政に関する独立行政機関
- Communications Act of 1934、Telecommunications Act of 1996、これらに基づくFCC規則でほとんどの事項を規定
 - 法律文面は、所有・支配・認識可能権益保有と表現(以下「所有」と記述)。
 - 「支配」= 50%超の議決権取得または方法のいかんを問わない実効的な支配。「認識可能権益の保有」= 議決権月株式5%以上の保有、当該放送局の役員等。

【所有規制(ローカル市場)】

根拠法: Telecommunications Act of 1996 202(c)に定められた、FCC規則73.3555について、2年に一度FCCが所有規制の見直し

- 1つのテレビ市場で、1社が複数所有できるテレビ局数の制限
 - 5局(公共放送局も含む。以下同じ)以上のテレビ局のある市場では2局まで。
 - 18局以上のテレビ局がある市場では3局まで。
 - いずれの場合も、視聴率上位4局(=4大ネットワーク)は、このうち1局のみ
 - このほか、テレビ局11局以下の市場で上位4位に入る2社が合併を求める場合には、FCCが個別審査により判断
- 1つのラジオ市場で、1社が複数所有できるラジオ局数の制限
 - Telecommunications Act of 1996 202(b)は従来どおり
 - 45局以上のラジオ局がある都市では8局まで。この場合AM、FMいずれでも、同様のサービスを行えるのは5局まで
 - 30~44局は7局まで。15~29局は6局まで。この場合同様のサービスは4局まで
 - 14局以下は5局まで。この場合同様のサービスは3局まで
 - ただしラジオ市場を定義する手法を、信号等高線(signal contour)方式から、Arbitron社の地理的市場方式に変更

【所有規則(全米市場)】

- 全米テレビ所有規制(所有規模、ネットワーク二重所有)
 - 根拠法: Telecommunications Act of 1996 202(c)に定められた、FCC規則73.3555について、2年に一度FCCが所有規制の見直し
 - 1社が全国で地上波テレビ局を複数所有(・支配・認識可能権益保有)する場合、全国視聴者総数(局数ではない)の39%以下(2004年1月)
 - 従来の規則では35%が上限、2002年の見直しに基づくFCC新規則の採用で上限が45%に。メディア寡占化を危惧する議論紛糾の結果、連邦議会でFCC規則の修正法案を可決。
 - ただし算定に当たっては、UHF局の場合には50%のディスカウント
 - 4大ネットワーク(ABC、NBC、CBS、Fox)間の合併を禁止。ただし、4大ネットが後発ネット(UPN、WB、Pax)を所有することを認める(2001年)
- 全米ラジオ所有規制: 現在なし
 - Telecommunications Act of 1996により廃止(202 a)。
 - ラジオに関する所有規制は、ローカル市場での所有規制のみ
- CATVまたは衛星放送の所有規制: 現在はなし
 - FCC規則「1社の加入者が、CATVまたは衛星放送の視聴世帯シェア30%を超えてはならない」が、2001年3月に連邦裁判所で違憲判決を受け、のち撤廃
 - 2001年、AT&T Broadbandを買収した直後のComcastはこの条項に抵触寸前(29.5%)だったが、FCCは両者の合併を認可
 - 一方、1998年にはPrimeStarへのAskyB所有の衛星軌道売却をFCCが不承認、Echostarへの譲渡を推奨。健全競争阻害と判断した場合は実質的規制

【相互所有規制】

根拠法: Telecommunications Act of 1996 202(c)に定められた、FCC規則73.3555について、2年に一度FCCが所有規制の見直し

- テレビ局数が3局以下の市場では、テレビ、ラジオ及び新聞の相互所有は認めない
 - ただしあるテレビ局が、他の相互所有しているメディアがサービスを提供しているエリアで、サービスを行っていないことを示すことができる場合には、この禁止は適用されない
- テレビ局数が4~8局の市場では、相互所有が認められるのは次のいずれかの1つ
 - 1つの日刊新聞、テレビ局1局及びその市場でのラジオ局の半数
 - 1つの日刊新聞及びその市場での所有制限数までのラジオ局(テレビ局を所有していない場合)
 - (ローカルテレビ局所有規制で可能であれば)テレビ局2局及びその市場での所有制限数までのラジオ局(日刊新聞を所有していない場合)
- 9つ以上のテレビ局がある市場では規制撤廃

従来は、同一地域において新聞と放送局の同時所有は禁止(1975年FCC規則)。従来のテレビ・ラジオ間の相互所有規制とあわせて改訂し、相互メディア制限(cross-media limits)規則を定めた

【外資規制】

根拠法: Communications Act of 1934 310(a)(b)

- 外国政府、その代表者、外国人、その代理人、外国政府の法律に基づいて設立された法人(ここまでを以下「外資」)は(地上波、衛星)放送局免許の付与、保有禁止
- 外資による放送局(Broadcast = 現在は地上波のみとFCCが解釈)への直接出資比率は資本金の20%まで、間接出資比率は25%まで
 - 免許事業者に直接出資する国内法人の資本を50%より多く保有する外資が存在する場合、その保有比率は一律100%とカウント(FCC規則73.3555注2)
- 持ち株会社に対する外資規制の規定はなし

FCC規則旧100.11(衛星放送に関する外資規制)を2002年6月に削除、上記Communications Act of 1934 310条に統合。ただしこの法改正による外資規制の変更はない

外資規制対象となる株主構成のAskyB(親会社MCIがBTの子会社)の免許申請に際し、有料衛星放送サービスに対して外資規制が適用されない(「Subscription DBS ProviderはBroadcastではない」とする判断が下された(FCC決定1996.12.6)。

- AskyBはサービスを開始せず、その後現在まで外資規制対象となりうる株主構成の事業者は出現していない。ただし今後CATV市場との関係で健全競争阻害と判断した場合は「Broadcast」の解釈が変更される可能性が高い

- CATVには外資規制なし
 - 法律上の「Broadcast」にあらず、免許条件が外資規制の対象外

【トピックス：所有規制緩和の背景と「39%妥結」の経緯】

- Telecommunication Act 1996で規制緩和の一側面：中小のローカル地上波テレビ局のデジタル化の推進（投資支援を大規模資本にゆだねる）と、効率的な番組配信事業による収入増を意図したもの
 - 1社が所有可能なラジオ局の制限を大幅緩和、大都市では撤廃
 - 全米テレビ所有規模規制の緩和（1テレビネットワークが所有できるテレビ局は全米の視聴者総数の35%まで（当初））
 - 1つのテレビネットワークが1都市（ライセンスエリア）で2つのテレビ局を所有可能（条件付、1999年8月の同法改正により実施）
- すでに2002年までにメディア・コングロマリットによるテレビネットワークの買収が進む
 - ViacomによるCBSの買収（UPNとの関係：ViacomはもともとUPNネットワークを保有。同ネット直営局とCBS直営局とを合計すると40%を超える）
 - News Corp.によるFoxネットワークの拡大：4大ネットワークの中で最後発のFoxは、経営体力の弱いテレビ局を多く所有。そのため、News自らが経営に参画することで体力強化を狙う

- 2002年見直しでの一層の緩和もこの意図。
 - 1社が所有できるテレビ局の視聴到達世帯数比率の上限を、35%から45%に一旦は引き上げた（当初FCC規則）もこの一環。
 - 1社が1市場で所有できるテレビ局の数を、これまでの最大2社から3社に増やす
 - 市場規模により、条件付で放送局と日刊新聞紙の相互所有を可能とする
- しかしこの決定に「メディアの寡占化を生み、商業化傾倒で番組の多様性が損なわれ、質の低下の危惧」と民主党系のFCC委員が反対し、メディア監視団体や消費者団体からも反対の声が巻き起こる
- 連邦議会でも、ローカル放送の多様性が担保されないとして反対意見が多数を占める。連邦議会では、この規制緩和規則を再検討する法案が提出された
- 連邦高等裁判所は、FCCに対し、議会の動向が定まるまで新規規則の施行を停止するよう命じた
- 2004年1月、連邦議会は、視聴到達世帯数比率の上限を39%とする妥協案を可決、成立した

【所管】

- Department of Canadian Heritage (カナダ民族遺産省)
- Broadcasting Act 1991: カナダの放送事業を規律する法律

【監督機関】

- CRTC (Canadian Radio-Television and Telecommunications Commission)
 - CRTC Actによって1968年に設立された組織
 - 放送と通信事業を規制、監督する独立行政委員会
 - CBCと商業放送局、CATV、DTH事業者に対する免許付与、放送に関する規則制定及び実施を行う
- CRTC Regulations (CRTC規則)
 - 同法に基づき、規制監督機関CRTC (Canadian Radio-Television and Telecommunications Commission) が制定する規則

【所有規制】

- 根拠法 = 所有規制に関する明確な法制度 (法律等) はなく、CRTCが Directive (放送法に準ずる指令) の形式でその都度判断
 - 「カナダには、アメリカのような所有規制はない。このケースについてCRTCがその都度判断しています。カナダにも新聞社、テレビ局、ラジオ局を所有する企業はありますが、1社がテレビ局を何局、ラジオ局を何局まで所有していいと定めた規則はありません」(NHK「放送研究と調査」2004年5月号、p.115)
 - ケベコワのケース = 「(2003年末に)メディア集中を排除するという観点で、CRTCはケベコワというケベック州最大のメディア企業によるラジオ局買収を認めませんでした。ケベコワは同州最大の新聞社と最大のテレビネットワーク、最大のCATV局を所有しています。ケベコワは別の地域でラジオ局を買収しようとしたのですが、CRTCはそれを認めませんでした」(同、pp.115-116)

【外資規制】

- 根拠法 = Broadcasting Act 1991、CRTC議長の下記発言
 - 直接、間接とも、所有運営はカナダ人 (Broadcasting Act 1991 3条1項a)
 - 放送事業における外資の所有は、事業会社 (Operating Company) は20%まで、持ち株会社 (Holding Company) は33%まで (下院におけるCRTC議長スピーチ2003年1月24日)
 - 直接投資及び間接投資を合わせた外資は46.6%まで (下院におけるCRTC議長スピーチ2003年1月24日)

【トピックス】

- 2003年6月にカナダ議会下院の民族遺産常任委員会は、21世紀のカナダの放送政策のあり方を提言する報告書「文化的独立を求めて：第2の世紀を迎えたカナダの放送 (Our Cultural Sovereignty: The Second Century of Canadian Broadcasting)」を発表。これに伴う制度変更実施は未着手 (2004年3月現在)。
 - この中で、公共放送のあり方に関する政策、メディアの所有規制のあり方など新世紀のカナダの放送政策を具体化するために、今後、政府、規制機関、放送業界で議論される課題が多く提示されている
- 所有規制の緩和については、大企業と中企業では認識にズレ。大企業が規制緩和の拡大を求めたのに対し、中企業は現状維持を主張
- 2003年CRTC報告書では、外資規制は現行どおりと答申。規制緩和は見送り
- 2003年11月に政府は、外資規制の見直しを行うとの回答 (委員会に対し民族遺産大臣が答えたもの) を発表。上限の緩和を検討するのが狙い。ただし政治的な影響で、何をいつまでに発表するかは未定

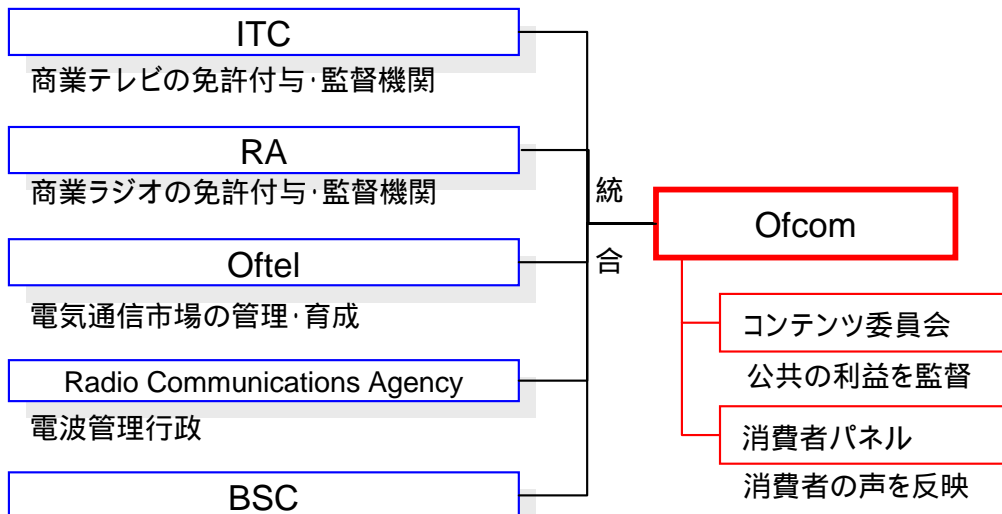
【所管官庁】

- 放送行政全体：DCMS (Department for Culture, Media and Sports: 文化・メディア・スポーツ省)
- 電気通信サービス・周波数管理・エレクトロニクス産業：DTI (Department of Trade and Industry: 貿易産業省)

【規制監督機関】

- BBC経営委員会：視聴者の信託を受けた代表としてBBCを管轄
 - ただしBBCは特許状、協定書に基づき政府の規制を直接受ける (に詳述)。経営委員会委員も政府(形式上は国王)が任免
- Ofcom (Office of Communications)：Communications Act 2003により新設。商業放送に関わる規制全般を管轄する、独立の機関
 - 政府が委員を任免。政府に年次報告の提出義務
 - OfcomによるChannel 4の経営委員任命を政府が認可

【商業放送に関する規制監督機関の再編概観】



【トピックス：Communications Act 2003】

- 1980年代半ば以降、サッチャー政権の競争促進政策の一環として放送事業 (CATV事業も) の規制緩和が積極化
- 2003年7月、Communications Act 2003が成立。
 - 電気通信免許付与の簡素化、公共サービス放送の規制の見直し、メディア所有の大幅な規制緩和など
 - BBCやITVなどの地上テレビ放送事業者に無線周波数の割り当てやマルチキャリアの保障などの特権を付与
 - 一方で、公共サービス放送の義務付け、放送事業者による視聴者への説明責任の義務化を明示
 - 下記の新EU指令に対応した新法
 - 電気通信ネットワーク及びサービスに関する共通の規制の枠組みに関する指令
 - 電気通信ネットワーク及びサービスの認可に関する指令
 - 電子通信ネットワーク及び関連設備へのアクセス及び相互接続指令
 - 電子通信ネットワーク及びサービスに関連するユニバーサル・サービス及びユーザーの権利に関する指令

出所：(財)国際通信経済研究所(2003)『英国通信法 ~ Communications Act 2003の解説と翻訳 ~』より

【所有規制】

- 根拠法: Broadcasting Act 1990 (放送行政の基本的規定)
Broadcasting Act 1996 (1990の補足規定)
Communications Act 2003 (EU指令に基づく規制緩和規定)
 - 衛星放送は地上波商業放送局と同じ法制度で所有規制を規定
 - 放送局役員は放送局を「所有」しているとみなす
 - 支配 = 50%以上の議決権または方法の如何を問わず実効的な支配と ofcom が判断するもの
 - 有資格権益の保有 = 20%以上の議決権

- 地上波テレビ(と国内衛星放送)の複数所有・支配を完全撤廃
 - ITVの単一企業による所有を認める
 - 合計全国視聴時間率15%超の複数所有・支配・有資格権益の保有を認める
 (地上波ラジオ間の複数所有・支配も完全撤廃)
 - 全国ラジオ局の複数所有・支配を認める
 - 同一地域内では4局以上の所有・支配を認める

- 地方自治体、地方自治体から5%超を出資している団体等の免許保有を認める

- メディア企業の合併は、EU規定と1973年公正取引法に準じる

出所: (財)国際通信経済研究所(2003)『英国通信法 ~ Communications Act 2003の解説と翻訳~』より

【相互所有規制】

- 根拠法: Communications Act 2003
- テレビ、ラジオ間の規制緩和
 - 市場シェアが合計20%になる1紙または複数紙の新聞経営者によるチャンネル5の免許所有を認める
 - ITVまたはChannel 5と全国ラジオ局の同時所有及び支配を認める
 - 同一地域における地域ラジオ局とITVの同時所有及び支配を認める

- ITVと新聞に関する規制は維持
 - 視聴シェア25%以上のITV局を、全国市場の20%を超える販売シェアを持つ新聞経営者の所有または支配の禁止
 - 同一地域内での地域ITV局と新聞(全国市場の20%を超える販売シェアを持つ新聞経営者)の相互所有の禁止
 - ITV局(地域・全国)と、全国市場の20%を超の販売シェアを持つ新聞経営者の相互間の株式又は議決権20%以上の取得の禁止
 - 地域内に少なくとも3つの商業的なローカルメディア(テレビ、ラジオ、新聞)があることを保障する

【外資規制】

根拠法: Communications Act 2003

- ITVとChannel 5の外資規制を完全撤廃
 - 条文は「非EEA(European Economic Area)国籍の個人と団体によるメディア所有禁止の撤廃」(同法348条)
 - Channel 4の外資規制はすでになし
 - 非国内衛星放送、CATVについては従来より外資規制なし

- ただしメディア買収が行われる場合には、ofcomによる「多様性の審査」(同法375条:メディアと公共の利益に関する考慮)を行うことで歯止めをかける

【所管】

- **Ministere de la Culture et de la Communication**(文化・コミュニケーション省)
 - 映像・音声コミュニケーションに関する政策の立案と実施、規則・基準の制定
 - 公共放送機関に対する業務運営規則の制定及び一部経営委員の任命、公共放送部門の年次予算策定

【規制監督機関】

- **CSA(Conseil Superieur de l'Audiovisuel: 視聴覚高等評議会)**
- 1989年1月に、3代目の独立行政機関として発足
- **主なCSAの業務**
 - 各種規制の制定
 - 周波数の割り当てを含む放送用電波の管理・運用
 - 各種の義務を定める協約を締結したうえでの商業放送事業者への免許付与
 - 義務違反の事業者への制裁(罰金、放送停止など。商業放送事業者の場合には、免許期間の短縮や免許の取消を含む)
 - 主な公共放送機関の経営委員長(兼会長)の任命権と、経営委員4人の任命権がある
- **組織**: 委員長の官房、事務局のほか、放送事業者、番組、技術・ニューテクノロジー、法務、研究・予測、総務・財務、渉外、情報・資料などの部局があり、約400人ほどのスタッフがいる

【放送法制】

- **現行法 = コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号**(1994年、2000年に改正、
http://www.csa.fr/upload/dossier/loi_86_english.pdf / 英語版)
 - 公共放送機関及び独立規制機関の設立
 - テレビ、ラジオ、衛星放送、CATVなど映像・音声コミュニケーションに関する全般的な制度を規定
 - 2000年の改正では、公共放送の持ち株会社France Televisionの設立を含む、地上デジタル放送時代に対応した諸政策を採用
- **放送関連法規は、多くの法律やdecret(政令)があり複雑な構造**
 - 単純化するための法制化は過去93年、97年に着手されるも実現せず

【所有規制】

根拠法: コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律 第86-1067号 39条(:全国地上波) (:衛星放送) (:ローカル地上波)、41条

- 1986年メディア集中防止法(プレスの法的体制の改革に関する1986年法ならびにコミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律を補完する1986年11月27日の法律 第86-1210号)で、1986年放送法のメディア集中化防止規定を補完し、強化することを目的として関連条項を加筆修正

●全国向け地上波テレビ局(39条())

- 個人または法人は、直接または間接的に全国向けテレビ放送局の49%以上の議決権または株式を所有することはできない(39条())
- 1つの全国テレビ局に15%以上の議決権又は株式を有している個人または法人は、他のテレビ局への15%以上の議決権又は株式の所有はできない(39条())
- 2つの全国テレビ局に5%以上の議決権又は株式を所有している個人又は法人は、他のテレビ局の議決権又は株式の5%以上を所有することはできない(39条())
- 1つの全国テレビ局を所有する個人又は法人は、もう1つ以上の全国テレビ局の許可を取得することはできない(海外に関する例外あり)(41条)

●特定地域向け地上波テレビ局

- 個人または法人は、合計受信可能人口数で20万人から600万人未満のエリアを放送対象とするテレビ局の議決権又は株式の半数以上を所有することはできない(39条())
- テレビ局を所有する個人又は法人は、全国テレビ局を含め5局を超えてテレビ局及び同様のサービスを提供する事業者を保有してはいけない(41条)

●衛星テレビ局

- 個人又は法人は、1つ目の衛星放送事業者の過半数以上の議決権または株式を取得することはできない(39条())
- 1つの衛星放送事業者の株式又は議決権の3分の1以上を所有する個人又は法人は、2つ目のテレビ局の議決権又は株式の3分の1以上を所有することはできない(39条())
- 2つの衛星放送事業者の株式又は議決権の5%以上を所有する個人又は法人は、3つ目のテレビ局の議決権又は株式の5%以上を所有することはできない(39条())
- 1つの衛星放送事業者を所有する者は、もう1つ以上の衛星放送事業者(テレビ及びラジオを含む)を所有してはいけない(41条)

【相互所有に関する規制】

根拠法: コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律 第86-1067号 41条-1

- 「デジタル放送においても同様の所有規制が適用」(41条1-1)

(全国向け地上波テレビ局)

- 要件4つのうち、2つを超えて該当する者に対しては、複数の地上波ラジオ放送局及びテレビ放送局の許可の取得が禁じられる
 - 1. 合計400万人以上が受信可能な地上波テレビ放送(アナログ放送)の許可取得者(複数局を所有する場合はその合計で算定される)
 - 2. 合計3,000万人以上が受信可能な地上波ラジオ放送の許可取得者(複数局を所有する場合はその合計で算定される)
 - 3. 合計600万人以上をサービスの対象とするケーブル放送の許可取得者(複数局を所有する場合はその合計で算定される)
 - 4. 全国シェア20%以上の日刊出版物(政治的及び一般情報を掲載する出版物)発行者及びそれに類似する印刷物を発行する者

(ローカル地上波テレビ局)

- 要件4つのうち、2つを超えて該当する者に対しては、複数の地上波ラジオ放送局及びテレビ放送局の許可の取得が禁じられる
 - 1. 特定地域におけるテレビ放送事業の兼営
 - 2. 特定地域でラジオ放送事業の許可を得ているものが、その地域で10%以上の当該区域内人口を有するラジオ局を所有すること
 - 3. 特定地域におけるCATV事業の兼営
 - 4. 特定地域における政治的及び一般情報に関する日刊発行物出版者と放送事業との兼営

【外資規制】

根拠法: コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律 第86-1067号 第40条

- EU以外の国籍(=外国籍)を有する個人又は法人は、直接または間接的にフランス語の地上波テレビ放送局の20%以上の議決権または株式を買収してはならない
 - 外国籍を有する者 = 外国籍を有する個人、株式の多数をEU域内国籍の個人又は法人が所有していない企業、組織の責任者が外国籍を有する団体
 - EU指令「国境を越える放送」に従い、上記法律の「フランス国籍」EU域内国籍、が免許取得可に
- 衛星放送については規制なし

【免許制度】

- ドイツにおける「放送(Rundfunk)」の概念 = 伝送路による区別はない
 - 地上波、衛星、CATVは放送事業者としてすべて同じ法制度の枠組みにある。したがって衛星放送免許も一州が交付、他州が同意する形式を採る
- ただし放送番組に送出事業(いわゆる放送)と、再送信(Weiterverbreitung)は別のもので規定されている

【根拠法令】

- 各州の放送法(メディア法:名称は各州によって異なる)
 - ドイツでは各州政府により放送事業が管理される。
- ZDFについて:放送における州間協定(Rundfunkstaatsvertrag)
- ARDについて:各州放送協会設立法
- 商業放送については、各州放送法(メディア法)と放送における州間協定を併合的に利用する

【所管】

- 各州メディア庁(Landesmedienanstalt)
 - 任務 = 言論の多元性の確保(放送事業者の集中防止)
 - 組織 = 州政府から独立した第三者機関(公法上の法人格)
 - 業務 = 商業放送事業者の認可、周波数及びチャンネルの割り当て、番組基準や広告基準の監督など
 - 各州メディア庁の連合体として、ALM(Arbeitsgemeinschaft der Landesmedienanstalten)があり、監督規制などの全国共通の方針を定めている

【規制監督機関】

- KEK(Kommission zur Ermittlung der Konzentration im Medienbereich
メディアの分野における集中の調査のための委員会)
:商業放送を全国規模で監督する機関
- 6人の委員で構成され、1つの事業者が25%以上の株式を所有するテレビ局の年間視聴シェアの合計が25%を超えないよう監督する。
 - ただし、一定時間以上の地域特定枠番組や独立した第三者(番組制作会社)に対して放送時間を提供すれば30%までは可とされる。

【所有規制】

根拠法: 放送に関する州間協定 (Rundfunkstaatsvertrag) 26条
(Sicherung der Meinungsvielfalt im Fernsehen)

- 現行協定は2002年6月に制定されたもの (第7次)
<http://www.alm.de/bibliothek/rstv.htm>

● 第26条(2) 所有規制条件

- 25%以上の出資または議決権を持つ事業者の出資は3局まで。しかも出資上限が1局目は50%未満、2、3局目は25%未満
- 25%以上の出資または議決権を持つ事業者は、視聴シェアが年平均30%以上ある放送局への資本参加は不可
- メディア関連市場で支配的地位を占める企業は、視聴シェアが年平均25%以上ある全国テレビ放送局への資本参加は不可
- 大都市周辺で、メディア関連事業すべてあわせて30%以上のシェアのあるテレビ局への資本参加不可

● 州メディア法で免許条件を個別に制定

- 例: Baden Württemberg州メディア法13条: 放送事業者免許非適格要件 地方公共団体、その命令権の下にある公法人、地方公共団体が10%以上出資している企業・団体、議会の構成員または連邦もしくは州政府の構成員

- KEK(Kommission zur Ermittlung der Konzentration im Medienbereich メディアの分野における集中のための委員会)
- ひとつの事業者が25%以上の株式を所有するテレビ局の年間視聴シェアの合計が25%を超えないように監視
 - ただし、一定時間以上の地域特定枠番組や独立した第三者(番組制作会社)に対して放送番組を提供すれば30%まで可
- 第7次「放送に関する州間規定(Rundfunkstaatsvertrag)」に関する意見書(「Ensuring Plurality of Opinion in Times of Major Change」)を2003年に公表 (<http://www.kek-online.de/kek/download/mk-bericht/summary2003.pdf>)

【相互所有に関する規制】

- 放送制度は基本的に州単位で規定されているため、州によって当該州法で対応している(1993年時点)
 - 鈴木秀美(1994)「ドイツの放送制度改革」根岸猛・堀部政男編『放送・通信新時代の制度デザイン』、p.237、注記(59)より

【外資規制】

- 記述なし。EUの「国境を越える放送」に従い、衛星放送以外はEU域内の法人のみ免許取得可(1999年時点)
- 衛星放送については規制なし(1999年時点)

(参考: 1991年 放送に関する州間協会に基づく、1993年時点の規制について、前頁の追加事項)

- 1つの放送事業者は、全国向けにはラジオ及びテレビのそれぞれにつき、2つの番組を提供することが許される。この番組には、総合編成放送または情報伝達を中心とする専門放送が少なくとも1つは含まれていなければならない
- 全国向けテレビの総合編成放送あるいは情報伝達を中心とする専門放送のための放送免許は、資本または議決権の50%以上を出資するものがない、もしくはそれに相当する支配的影響力を行使するものがない共同事業体にのみ付与される
- 出資関係の変更の際には、あらかじめ州メディア庁への届出が必要である
 - この届出義務は、放送事業者及び放送事業の直接・間接の出資者に課せられる
 - 出資関係の変更は、変更後も放送免許が付与されうることを州メディア庁が確認した場合のみに許される
 - これが確認できない変更が行われた場合には、免許の取消事由となる
- 放送事業者または出資者が、株式法第15条の意味における従属企業、支配企業またはコンツェルン企業である場合には、単一企業とみなし、出資の割合が統合される
- 州メディア庁は少なくとも3年に一度民間放送における意見の多様性及び集中の発展について調査報告書を公表する

鈴木秀美(1994)「ドイツの放送制度改革」根岸猛・堀部政男編『放送・通信新時代の制度デザイン』より

【所轄】

- Ministero delle Comunicazioni (通信省、旧郵電省)

【規制監督機関】

- AGCOM (Autorità per le Garanzie nelle Comunicazioni 通信の適正を保障するためのオーソリティ)
 - 1997年通信放送改革法で成立した、電気通信と放送の両分野を扱う独立規制機関

【集中規制】

根拠法: 2004年ラジオテレビ制度改革法

- 各メディアを統合した総収入 (SIC) の20%以上の1社支配禁止
 - SCI (統合コミュニケーションシステム): 幅広いメディア関連事業の市場を指す。具体的には、受信料、広告料、スポンサー料、有料放送視聴料、日刊/定期刊行物とその付録の販売収入、インターネットを含む電子出版、年鑑、電話帳の出版収入、映画作品の利用 (制作費以外の興行収入、ビデオやDVDの販売とレンタルの収入) の総和
- この新基準により、参入対象となるメディア関連市場は大幅に拡大
- 支配上限が拡大したために、既存のメディア産業の収入拡大が見込まれている
- この新基準の結果、従来の「1社による全国テレビ3チャンネル以上の保有禁止」は撤廃
- 新規参入を促し、放送分野では新チャンネルが増えることによって情報の多様性が確保されることを政策的に期待

【相互所有規制】

- 2004年ラジオテレビ制度改革法により撤廃
- 2011年からは全国向けテレビチャンネルを運営する事業者も日刊紙1紙を所有できるようになった
 - Berlusconi首相が関係する企業グループが新聞事業にも参入できる

【外資規制】

根拠法: 1997年放送法 3条2項

- 免許取得者の法人格のみ規制。資本構成には規定なし
 - イタリア国内で民間放送事業の免許を取得するためには、イタリアまたはEU加盟国の国籍を求める
 - または、非EU加盟国の場合にはイタリアとの間で相互主義の取り扱いをする国であることを条件に認める

【参入規制に関わる、1997年通信放送改革法無効化の経緯】

- 同法: 主に所有規制や独立規制機関について規定
- 全国向け地上波商業テレビの所有限度は1企業2チャンネル、地上波有料テレビは1チャンネルまで
 - これによって、Mediaset (地上波商業3チャンネル)と tele + (地上波有料2チャンネル)はこの規定に抵触
 - これらのチャンネルを部分的に衛星放送に移行させることを決定
 - Rai3の無広告化も決定
- 2002年7月、Ciampi大統領が、憲法に基づく教書を送付。
 - 2001年に就任したBerlusconi首相のメディア支配に対する憂慮のコメント。
 - 大統領教書送付は戦後10度目、メディアに対する言及は初。
- これに基づき、2004年ラジオテレビ制度改革法が制定。これにより、結果として1997年での抵触内容は無効に
- メディア集中規制に「総収入の一定割合」という新たな概念が導入されたことによって、これまでの所有規制が緩和

【根拠法】

●2000年放送法

- 旧放送法、総合有線放送法、韓国放送公社法、有線放送管理法を包括した新法

【所管】

●情報通信部

- KBCの勧告に基づいて放送事業者免許の付与を行うのみ
- 2000年放送法で旧所管の情報部が解体。同法施行後に担当

【規制監督機関】

●KBC(Korean Broadcasting Committee)

- 独立行政組織。放送政策の立案と規制監督に責任を負い、放送法で定められた放送事業者のすべての事業の許認可を行う
 - 2000年放送法で、旧KBC(放送関連)とKCCC(CATV関連)が統合

【所有規制】

根拠法:2000年放送法 8条

- 地上波(テレビ、ラジオ)、衛星放送、CATVに共通して適用
- 地上波放送の株主または持ち分30%超の所有禁止
- 原則として総合編成及び報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式または持ち分の30%超の所有禁止
- 原則として全放送事業者売上総額の33%超の所有禁止
- 国内の財閥や新聞社は所有制限が強い
 - 2000年放送法で、国内の財閥や新聞社の参入規制は大幅緩和
 - 地上波放送事業者の参入(株式または持分の所有)禁止
 - 衛星放送事業者及びCATV事業者の株式または持分の33%超の所有禁止
 - 総合編成または報道に関する専門編成を行う放送事業者への参入(兼営、株式または持分の所有)は禁止
 - 番組供給事業者に対しては所有・支配は認められる

【相互所有規制】

根拠法:2000年放送法 8条

- 地上波放送は有線放送事業者(SO: System Operator)の兼営不可
- 地上波放送は原則として衛星放送事業者の株式または持分の33%超の所有禁止
- 有線放送事業者、伝送網事業者、(NO: Network Operator)、番組供給事業者(PP: Program Provider)の相互所有(M: Multiple)は、大統領令の範囲内で許可される

【外資規制】

●根拠法:2000年放送法 8条

- この放送法により大幅に緩和
- 原則として外資参加禁止:
 - 地上波放送事業者
 - 地上波再送信型CATV(中継有線放送)事業者
 - 総合編成及び報道に関する専門編成を行う放送事業者
- 33%超の外資禁止:
 - 多チャンネル型CATV(総合有線放送)事業者
 - 衛星放送事業
 - 放送チャンネル使用事業(総合編成及び報道に関する専門編成は除く)
 - KBCは49%に緩和する方針
- 49%超の出資禁止:
 - 伝送網事業

http://www.adic.co.kr/data/sem/banggae1/bcc1_22.htm

放送委員会の所有に関する調査報告書より

【トピックス：現行法をめぐる争点の状況】

- 商業放送の株主支配構造が硬直的であり、支配株主の権限と責任などに対する法的規定不備を指摘する主張があった
 - 有線放送に対する所有制限が過度であり、産業競争力を保持できなくなるのではないのか、という主張がある
 - 一方、資本独占の弊害を阻むために、所有規制をより強化しなければならない、という主張もある
 - 財閥の構造調整及び業種専門化法案が検討中であるため、大企業の放送産業参入はまだ適切ではなく、所有規制制限は存続させるべきだとの声がある

【相互所有をめぐる与野党争点の状況】

	メディア間	有線放送、衛星放送のメディア内
現行法	・地上波放送と有線放送事業者(SO)の兼営禁止	・SO/NO/PPの相互兼営は大統領令により許可 ・大統領令内でMSO/MPPは許可
与党の主張	・地上波放送事業者・有線放送事業者・衛星放送事業者間の相互兼営禁止 ・伝送網事業者の地上波放送禁止	・SO/NO/PPの相互兼営許可(ただしNOのSO/PPの兼営禁止) ・MSO/MPP及びSO/PP間の兼営は大統領令で規定
野党の主張	・地上波放送事業者・有線放送事業者・衛星放送事業者間の相互兼営禁止	SO/NO/PPの相互兼営許可(ただしNOのSO/PPの兼営禁止) ・MSO/MPP及びSO/PP間の兼営は大統領令で規定

- 放送事業者支配株主の権限や責任を法・制度上で明確に規定するためには以下の項目が必要と考えられている
 - 放送事業者と支配株主間での財務指標作成
 - 放送事業者会計監督関連特別法の制定
 - 放送事業者標準会計モデルの提示
 - 民間放送事業者の従業員持ち株制度の導入
 - 事業認可に対して、その可否を検証制度をより厳格にして、その審査の内容を認可に反映させるようにする
- 2000年放送法以降、野党ハンナラ党から所有規制の改正案が提出されているが、2004年改定の際には盛り込まれていない
 - 地上波放送と報道チャンネルを除いたチャンネルの参入、所有規制及び所有規制緩和法案

出所：KBCホームページ (<http://www.kbc.go.kr/index.asp>) 及びNHK「放送研究と調査」各号をもとに作成

【所管】

- The Department of Communications, Information Technology & Arts) 通信・情報技術・芸術省 = 連邦政府の通信・放送行政の全般を所管

【監督機関】

- ABA (Australian Broadcasting Authority: オーストラリア放送委員会)
 - 1992年放送法に基づき設立された放送に関する独立規制監督機関
 - クロスメディア法、外資規制の適正運用を監督

【既存メディアの所有規制】

- 根拠法 = The Broadcasting Service Act 1992
 - ある一人の人物が、事業免許規定地域において、複数の民放テレビ事業免許を所有することはできない
 - ある一人の人物が、事業免許規定地域において、3局以上の民放ラジオ事業免許を所有することはできない
 - ある一人の人物が、オーストラリアの全人口の75%以上を超えて、民放テレビ放送事業免許を所有することは出来ない

【クロスメディア所有規制】

- ある一人の人物が、同一事業免許規定地域において、商業テレビ放送局と商業ラジオ放送局、新聞について、そのような組み合わせでも支配権を行使することはできない。管理職 (Director) においても同様である
- クロスメディア所有規制には、サブスクリプションテレビ (ペイテレビ) サービスは含まれない

【外資規制】

- 根拠法 = The Broadcasting Service Act 1992
 - 外国籍を有するある1人の人物が、商業無料テレビ (= 地上波テレビ) 放送事業の支配権を行使することはできない (57条(1))
 - 1人の外国人が、商業テレビ放送事業者の15%以上の支配権を行使することはできない (57条(2))
 - 2人以上の外国人が、商業テレビ放送事業者の20%以上の支配権を行使することはできない (57条(3))
 - それぞれの商業テレビ放送事業者において20%未満までは取締役が外国人であることを認める (58条(1))
 - サブスクリプション (= 有料) テレビ放送事業者における外国人の所有は、個人では20%まで (109条(1))、総数でも35%まで (109条(2))
 - 商業ラジオ放送局における外国人所有及び支配は、産業的な配慮から特別には設けられていない
 - 対外投資調査委員会 (The Foreign Investment Review Board) のガイドラインが、この事案を管理

外国人の定義

- オーストラリア国民でない自然人
- オーストラリア人でない自然人が50%以上の株式を保有する法人
- 一人または複数の および が合計50%以上の株式を保有する法人 (間接支配)

《参考 新聞社の所有規制》

- 全国紙及びシドニー発行の日刊紙において、外国人は、一個人で25%、全体でも30%を超えて所有することはできない

- 出所: DCITAホームページ

(http://www.dcita.gov.au/broad/cross-media_and_foreign_ownership_reform/existing_media_ownership_restrictions)

【トピックス:規制緩和に向けた動き】

- 外国資本による地上放送の所有と、同一資本による地上放送と新聞の同時所有の規制緩和を規制する2つのメディア規制関連法Cross Media Act(クロスメディア法案、外国資本による地上民放テレビ放送の所有規制法)の緩和は、議会で否決
 - 外国資本の所有 = マードック氏(米国籍)の地上テレビ所有
 - Channel9を運営するKerry Packer氏の新聞への進出
いずれもダメ
- 背景 ルパート・マードック氏の扱い(外資規制の緩和)
 - News Corp.のマードック氏はもともとオーストラリア出身だが、現在は米国籍を取得(FOXテレビの関係)
 - 同氏は多チャンネル放送事業者(衛星 + CATV)のFoxtel株式の25%を支配。そのほか新聞事業や出版事業など、豪州最大のメディアコングロマリットの地位を依然としてキープ
 - 米国籍取得時に、オーストラリアの外資規制の対象となったため、もともと同氏が立ち上げたチャンネル10を売却した
 - 今回の規制緩和の議論で、再度テレビ放送の支配権を確立したいとの意向でロビー活動
- 背景 Kerry Packer氏の扱い(クロスメディア規制の緩和)
 - 同国最大の民放ネットワーク事業者のチャンネル9を実質的に保有するケリー・パッカー氏は新聞事業への参入を計画
 - 他方で、地方テレビ局 + 大都市圏の新聞事業は認められる。豪州内でのメディアコングロマリットを形成するWINグループ(ゴードン家)は、父のブルースが地方の民放ネットワークを、息子のアンドルーが日刊紙の買収を手がけている